

札幌市 2021年第1回定例市議会(2月17日～3月30日)

文書質問 石川 佐和子

2020年度札幌市一般会計補正予算は、医療提供体制の強化や雇用の維持、市民生活への支援等の新型コロナウイルス感染症対策やマイナンバー制度対応費など歳入歳出総額294億5,530万円を追加するものです。介護施設職員等の定期的なPCR検査や消毒液等の追加配備は重要ですが、マイナンバー制度対応費追加として11億9,800万円が計上されています。平日の夜間や休日にも対応できるカードセンターの開設やカードの申請を商業施設等で受け付けるなどマイナンバーカードを普及促進するものです。3月3日の本会議では、2020年度札幌市一般会計補正予算、及び、札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案については、マイナンバーカードの普及促進を目的とする予算や個人番号を利用する事務の拡大は、管理・監視強化を進めようとする国の取り組みを後押しするものであり、認めることはできないことから、反対討論をしましたが、賛成多数で全19件の議案が可決されました。

質 問	答 弁
<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>(1) 次期札幌市まちづくり戦略ビジョンの策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市は、2022年度からの10年間を計画期間とする次期まちづくり戦略ビジョンの2021年度内の策定に向け検討を進めている。次期ビジョンの策定にあたり、低炭素ではなく脱炭素社会の実現と高い目標を掲げるのであれば、脱原発の視点を改めて示すなど、これまでの方針を活かすべきと考えるが、いかがか。 ビジョンは「市民計画」として位置付けられていることから、素案の段階から市民参画を進めるべきと考えるが、どのように取り組むのか。 <p>(2) 2021年度予算編成について</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響等により市税等が大幅な減収となる中、2021年度予算は2021年1定補正予算を加えた15カ月予算の考え方のもと、一般会計で前年度比9.1%増の1兆1,428億円と大きく増加している。医療体制の確保や定期的なPCR検査の拡充等、新型コロナウイルス感染症対策の拡充や市民要望の多い福祉や子育てに予算を優先して配分するとともに、市民一人あたりの市債残高を削減していくべきと考えるが、どのような認識の下、2021年度予算編成を行ったのか。 今後の財政運営について、どのように考えているのか。 <p>(3) 行政のデジタル化における地方自治について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国においては、デジタル庁が創設されると「社会のデジタル化の基盤」となるシステムが関係省庁から移管され、これまで行政機関が有してきた個人情報が一元的に管理される懸念がある。市民の様々な個人情報を、医療、交通、金融など各種サービスに提供することで住民サービスを行うなど、個人情報の保護よりデータ活用を優先させる姿勢が顕著であり、個人のプライバシー等が侵害されることが強く危惧される。札幌市は市民の生命と財産を守るため、国による地方自治体の情報システムの「標準化」「共同化」の押しつけに異議を唱え、独自の運用を確保すべきと考えるがいかがか。 2021年度予算でデジタル推進局を新たに設置し、マイナンバーカードの普及を積極的に進めることは、個人情報漏洩等の懸念を強め、市民の福祉の向上にはつながらないと考えるがいかがか。 手続き中心であった窓口の機能を極力オンライン化する国の考え方においては、行政は市民の生活実態の把握が困難になり必要なサービスが市民に提供されなくなる懸念がある。市民へのサービス提供にあたっては、窓口対応を基本とし、安易にオンライン化を進めるべきではないと考えるがいかがか。 	<p>1.</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の戦略ビジョンでは、平成23年に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を受けた市民意識の変化や、札幌市議会が全会一致で可決した「原発に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書」の趣旨なども踏まえ、低炭素社会と脱原発依存社会を目指した持続可能なまちづくりを進めるとしたところ。次期戦略ビジョンにおいては、次の世代に豊かな地球環境を引き継いでいくため、エネルギーの有効活用に加えて、再生可能エネルギーへの転換を図るなど、環境への負荷を最小限にとどめる持続可能な脱炭素社会を形成していくことが重要と認識しており、今後、審議会等で環境分野やエネルギー分野の方向性について議論を深めていきたい。 策定にあたっては、様々な市民参加の機会を設ける予定であり、感染症対策に留意し、オンラインも活用しながら実施することを考えている。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度予算では、新型コロナウイルス感染症対策など喫緊の課題に重点的に資源を配分しつつ、アクションプラン2019に掲げた取り組みについて、現下の社会情勢を踏まえながら柔軟かつ着実に推進することとしている。具体的には、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種や検査体制の強化を図るほか、子ども医療費助成を小学6年生まで拡大するとともに、老朽化した小学校の改築とそれに合わせた児童会館の併設化や、増加する保育ニーズに対応する保育所等の整備により、引き続き子ども・子育て分野にも注力することとした。令和3年度予算における令和3年度末の市民一人あたり市債残高は593,877円となる見込みであり、これはアクションプラン2019でベンチマークとして設定した平成26年度末の市民一人あたり市債残高679,013円を下回っている。 必要な投資は行いつつも、公共施設マネジメントの取り組みにより建設事業費の平準化を行うとともに、中期財政フレームに基づく予算編成により財政規律を堅持することで、将来にわたってバランスの取れた財政運営を進めていきたい。 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体システムの標準化・共通化は、住民基本台帳や税務等の分野における基幹システムについて、現在、それぞれの自治体が維持管理や制度改正時の改修等を行っており、労力や財政的負担が大きいことから、効率化を図り、それによって生み出された人的資源等を行政サービスの向上につなげていくことを目的としている。また、セキュリティを確保するために、標準化・共通化したシステムは、政府によるセキュリティ評価制度の評価・登録を受けたクラウド上に構築し、データを団体ごとに分離するとともに、厳格なアクセス制御を行うことなどが国から示されている。したがって、札幌市では、他の自治体とも連携し、国に対して目的の達成や個人情報の保護などのために適切な措置を講ずるよう、必要に応じて働きかけを行いながら、システムの標準化・共通化に取り組んでいきたい。 マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であると認識している。デジタル推進担当局長が所管する新組織においても、制度の運用にあたっては、引き続き個人情報保護や情報セキュリティの観点に十分留意しながら取り組んでいきたい。 令和元年5月に一部改正され、同年12月に施行された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。いわゆるデジタル手続法)では、行政手続き等の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、地方公共団体などにおける行政手続きについて、オンライン化を原則とすること等が規定された。オンライン申請の拡大を進めることで、デジタルを利用したい方には来庁不要な利便性を提供できる一方で、効率化によって生み出された人員により、デジタルに不慣れな方には、職員による、より親切丁寧な対応ができるものと考えている。

(裏面に続く)

(4) ふりがなや年号と西暦併記の表記について

・行政のデジタル化が進むと高齢者においては手続きの利便性が高まる方がいる一方、疎外感を感じる方もいる。特に、現在も窓口で提出する住所変更届や病院の問診票などの公的書類の漢字にふりがながないため、記入する際に苦しく感じる方がいることから、心的負担を抱えている市民へのサービスも向上すべきである。市民へのサービスや情報提供の分かりやすさを向上させるため、窓口での提出書類の漢字にふりがなをふること、及び、市民に情報提供されるすべての資料等への年号と西暦併記の表記を改めて求めるが、どのように取り組むのか。

2. 子どもが安心して生きいきと暮らすことができるための取り組みについて**(1) 子どもアシストセンターのさらなる周知について**

・拡大するコロナ感染症の予防対策として、人との接触が制限され自宅で過ごす時間が増える中、子どもは様々なストレスや閉塞感を感じながら日々を送っている。また、親子で自宅にいる時間が増え、児童虐待が増加しているとの報道もある。このような中、様々な悩みへの相談や権利救済などを通し、困っている子どもや保護者に寄り添うことが重要であり、子どもアシストセンターの取り組みは欠かすことができない。今まで以上に、子どもをはじめ、より多くの市民に子どもアシストセンターについて周知すべきと考えるが、今後の具体的な取り組みについて伺う。

(2) 子どもの権利の理解の促進について

・全国的に児童虐待の通告件数が増加し、児童虐待の認定件数も増加しており、一人ひとりがかげがえのない大切な人間であるという子どもの権利に対するおとなの理解を深めることが何よりも重要である。現在、札幌市において、子どもの権利パンフレットは小学生向け（小学4年～6年）、中学生向け、一般向けに作成され配布されているが、小学3年以下向けや、特に乳幼児期の子どもの権利について保護者の理解を深めるパンフレット等も作成すべきと考える。子どもの権利について、対象や年齢に応じた分かりやすいパンフレットを作成し、子どもにもおとなにも乳幼児期から配布すべきと考えるがいかがか。

・配布にあたっては、母子健康手帳交付時、出生届提出時等を有効に捉え、子どもの権利について様々な機会に伝えるべきと考えるがいかがか。

3. 子どもを性暴力被害から守る取り組みについて**(1) 学校としての取り組みについて**

・2020年6月、国の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「方針」）が決定された。とりわけ文部科学省においては、「方針」に基づき「学校等における教育や啓発内容の充実」「学校等で相談を受ける体制の強化」等の取り組みについて、各自治体や教育委員会に対し通知している。そこで、札幌市及び教育委員会はこの通知をどのように受け止めているのか。また、学校等に対し、どのように通知の周知徹底を図ったのか。

・幼児や低学年児童等が被害にあった時、声をあげるなど行動することは極めて困難であり、日頃の体験学習が必要であることから、子どもの権利に沿った一つの方法として「子どもへの暴力防止プログラム」(CAP)が有効であり、幼稚園・学校においてCAPを導入するなど、子どもが持っている力に寄り添った取り組みを進めるべきと考えるがいかがか。

(2) 教師によるわいせつ行為から子どもを守る取り組みについて

・札幌市においては、当時中学3年生だった女性に対する1993年から約2年にわたるわいせつ行為を教育委員会が事実認定し、2021年1月28日、男性教諭の懲戒免職処分を発表した。女性が訴えた裁判の判決の中で、教諭からの性暴力は事実であると認定されたことを受けての処分だが、処分決定まで長期間を要しており、教育委員会が女性の訴えに寄り添えなかったことは問題である。児童生徒へのわいせつ行為、性暴力を未然防止するために教員に対して今後どのように対応していくのか。

・大阪府において、府立の中高や特別支援学校の生徒約13万人を対象に教師によるわいせつ被害の有無について、学校を介さずに回収するアンケートを2020年度に行うとの報道があった。札幌市においても、学校での教員によるわいせつ行為、性暴力を根絶するため、他都市での取り組みを調査し、埋もれている被害生徒の声を把握するべきと考えるが、どのように取り組むのか。

(4)

・札幌市では、文書を用いて市民へ情報を提供する場合は、市民目線に立った分かりやすく親しみやすい言葉や表現方法に配慮するよう、毎年庁内に周知している。その中では、西暦併記や漢字にふりがなを付すことのほか、カタカナ言葉等を使用する際の注意事項、高齢者など受け手の状況に応じて注釈・説明を付すことなど、適切な配慮を講じることとしている。特に、西暦併記については、発信年月日や発行年月日について併記することを原則としてきたが、今年度からはその他の日付についてもできるだけ併記することとした。今後も、それぞれの文書の目的や内容に応じて、できるだけ受け手に配慮した文書表記となるよう努めていきたい。

2.**(1)**

・子どもアシストセンターでは、毎年、札幌市内全ての小・中学校、高校及び特別支援学校を通じて、相談方法や連絡先を記載した携帯用のカードを子どもに配布している。また、小学1年生及び4年生、中学1年生には、当該カードと併せて子どもアシストセンターの概要や相談方法等を説明したチラシを配布している。大人に向けては、広報誌「あしすと通信」をホームページで公開しているほか、一部のドラッグストア、コンビニエンスストア等に大人用周知カードを配架している。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休校期間中に、教育委員会と連携して各学校のホームページで各種相談窓口の情報を公開した。また、各学校、児童会館等の施設内に貼付して、子どもアシストセンターの連絡先等を周知するための子ども向けのステッカーを新たに作成し、配布したところである。今後も従来の取り組みを継続するとともに、新たに大人を対象とした周知ステッカーの配布を検討するほか、子どもたちを取り巻く状況に応じて、積極的な周知に取り組んでいきたい。

(2)

・子どもの権利の普及・啓発に当たっては、子どもの年齢や世帯の状況に応じた取組が重要と認識している。広く保護者に向けた子どもの権利の普及・啓発としては、子どもへの接し方などを漫画にして分かりやすさに配慮したリーフレットの配布や、乳幼児とその保護者を対象とした子どもの権利に係る大型絵本の読み聞かせなどの活動をこれまで実施してきたところである。今年度は、乳幼児の保護者に向けた普及・啓発の強化に取り組んでおり、「母子健康手帳」及び乳児家庭全戸訪問時に配布する「さっぽろ子育てガイド」について、子どもの権利の内容がより分かりやすくなるよう内容の見直しを行ったところである。また、今年度中に、乳幼児期における子育てのヒントや気付きにつながる内容を盛り込んだ子どもの権利についての啓発リーフレットの作成を予定している。

・今後も、妊娠期からの様々な機会を捉え、乳幼児期の保護者世帯の理解がより一層進むよう、効果的な子どもの権利の普及・啓発を進めていきたい。

3.**(1)**

・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について」の通知は、子どもを決して性暴力の当事者にならないために、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、社会全体で取り組む必要があるという、強いメッセージと受け止めている。教育委員会からは、本通知に係る方針について、特に重要となる視点や、施策全体のロードマップを示すなど、複数回にわたり全ての市立学校に周知したところである。

・子どもを性犯罪・性暴力から守るためには、子どもたちに、生命の尊さや素晴らしさ、自分や相手を尊重し大事にすること、一人ひとりが大切な存在であることをしっかり伝えていくことが重要と認識している。特に、幼児や低学年の子どもについては、登下校時も含めて安全を確保するため、子どもを取り巻く大人が市民ぐるみで見守るとともに、子どもが危険から自ら身を守ろうとする態度や能力を育むため、警察の防犯教室を一層活用するほか、有効な方策について引き続き検討していきたい。

(2)

・児童生徒へのわいせつ行為等を未然防止するための教員に対する対応について、教育に携わる者による児童生徒の性被害は絶対にあってはならないという強い意志の下、一人ひとりが教員としての自覚と責任を持ち行動し、児童生徒の性被害を根絶するという意志を強く共有できるよう取り組みを進めていきたい。また、勤務規律の確保に係る注意喚起や研修方法を工夫する等により、あらゆる機会を通じて繰り返し周知徹底を図り、児童生徒の性被害はあってはならないものであるという意識を浸透させていきたい。

・埋もれている被害生徒の声を把握するための取り組みについて、被害に遭っている自覚のない子どもや誰にも被害を打ち明けられない子どもからの声もすくい上げることのできる仕組みづくりが必要である。現在、保護者や児童生徒が利用できる体罰に係る相談窓口について、性被害などその他の事例についても対応できるよう、相談内容の対象を拡大することを検討している。他都市での先行事例も参考にしながら、性に関わる困りごとや不安などに関するアンケートを定期的実施するなどして、児童生徒の性被害の実態把握にこれまで以上に努めていきたい。